

北塩原村生ごみ処理機貸与事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、村民へ実際に生ごみ処理機を貸与し、その効果を体験することにより生ごみ処理機の普及を促進し、ごみの減量化及び資源循環への意識の高揚に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において生ごみ処理機とは、一般家庭で使用されるもので、かくはん、加温、乾燥、微生物による分解等を行うことにより生ごみの減量化又は堆肥化することができる構造を有するものをいう。

（対象者）

第3条 生ごみ処理機の貸与は、公募によるものとする。

2 生ごみ処理機の貸与を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 村内に住所を有し、かつ、居住しており、過去にこの要綱に基づく貸与を受けたことがない者
- （2） 営利を目的として生ごみの堆肥化又は減量化に係る事業を営む者でないこと
- （3） 生ごみ処理機の設置場所を確保できる者
- （4） 村税等の滞納、未納がない世帯
- （5） 村広報紙等に3回程度の使用レポートを提出することができる者

（貸与機数）

第4条 生ごみ処理機の貸与機数は、1世帯（同居世帯は1世帯とする。）につき1機とする。

（貸与期間）

第5条 生ごみ処理機の貸与期間は、貸与を決定した日から1年間とする。

2 貸与期間経過後においては、生ごみ処理機の貸与を受けた者に無償譲与することができるものとする。

（貸与の申込み）

第6条 生ごみ処理機の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機無償貸与申込書（第1号様式）に運転免許証、健康保険証、パスポートその他の本人であることが確認できる官公署が発行した書類等及びの写し及び村税等納入状況照会同意書（第2号様式）を添えて村長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第7条 村長は、前条の申込みを受けたときは、貸与の可否を決定し、速やかにその旨を申込者に通知（第3号様式）するものとする。

(生ごみ処理機の受領)

第8条 生ごみ処理機の貸与を受けた者は、生ごみ処理機受領書（第4号様式）を村長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第9条 生ごみ処理機の貸与は無償とする。ただし、生ごみ処理機の引き取り及び返却並びに貸与期間中の維持管理に要する一切の経費は、第7条の規定により生ごみ処理機の貸与の決定を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

(管理責任)

第10条 使用者は、生ごみ処理機の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生ごみ処理機を他の目的で使用しないこと
- (2) 生ごみ処理機の形状を変え、又は改造しないこと
- (3) 生ごみ処理機を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと
- (4) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること

2 生ごみ処理機の貸与を受けた者は、生ごみ処理機に亡失、破損、故障等の事故が発生した時は、生ごみ処理機事故報告書（第5号様式）を村長にすみやかに提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 前条第2項の事故が使用者の故意又は過失によって生じたときは、使用者は、その修理等に係る損害を賠償しなければならない。

(返納)

第12条 村長は、使用者にこの要綱に違反する行為があると認めたときは、貸与を取消し、生ごみ処理機を返納させることができる。

(台帳の整備)

第13条 村長は、生ごみ処理機の貸与及び譲与の状況を明らかにするため、生ごみ処理機貸与（譲与）台帳（第6号様式）を備えなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。